

議案第48号

倉庫破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年7月28日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

雨間1934番地6先（市道東秋留595号線）において、樹木の倒木により生じた倉庫破損事故について、相手方である株式会社S. K. TRADINGと示談解決を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 八王子市戸吹町92番地

名称 株式会社S. K. TRADING

2 事故の発生日時

令和3年12月17日（金）深夜

3 事故の発生場所

あきる野市雨間1934番地6先（市道東秋留595号線）

4 事故の概要

上記日時及び場所において、市道東秋留595号線の路肩部分と民有地にまたがる形で自生した樹木が倒木したことにより、道路を挟んだ向い側の倉庫の壁面、ベランダ等を破損した。

5 和解の内容

(1) あきる野市は、1の相手方に対し、6の額の損害を賠償する。

(2) 本件賠償の外、あきる野市及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後、いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

6 損害賠償金額

1,749,000円

7 その他

本件において、倒木した樹木は、市道と民有地の境界線上に存在していたため、当該民有地の地権者（以下「連帯債務者」という。）と協議した結果、賠償割合を5：5とすることで合意している。

損害賠償金の支払いについては、1の相手方から、民法の連帯債務の規定により、市が一括して補償することへの請求があったため、市が一括して補償を行い、連帯債務者は、賠償割合による賠償金相当額を市へ納入することとする。